

## 感震ブレーカー・地震保険普及のための啓発業務委託 仕様書

### 1 業務の名称

感震ブレーカー・地震保険普及のための啓発業務委託(以下、「本業務」という。)

### 2 業務の目的

感震ブレーカーについては、地震後の大規模火災の防止に有効とされているが、知名度が低いことが課題となっており、また、地震保険については、地震後の被災者の生活再建に大きく寄与する保険制度であり、更なる普及促進が求められる。

県において、これら感震ブレーカーや地震保険の普及啓発を実施することで、地震防災力の向上を図る。

### 3 業務委託期間

契約締結日～令和9年3月31日(水)

### 4 委託上限額

3,398千円(消費税および地方消費税を含む。)

### 5 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

### 6 業務内容

#### (1)啓発動画制作

##### ①規格

約15秒の動画を1本以上

##### ②制作内容

- 感震ブレーカーの周知及び地震保険への加入を促すような内容とすること。
- 翌年度以降も使用することを念頭に制作すること。

##### ③提案事項

- 制作する動画の内容については、絵コンテ・イメージ図等を用いて提案すること。特に、映像と音声の流れが把握しやすいようにすること。
- 「福井県」のクレジットを入れること。
- 8月下旬頃までに完成データを mp4 で納品すること。

## (2)啓発チラシ、ポスター、ポケットティッシュ制作

### ①規格

各1パターン以上

### ②制作内容

- 感震ブレーカーの周知及び地震保険への加入を促すような内容とすること。
- 翌年度以降も使用することを念頭に制作すること。

### ③提案事項

- 制作するチラシ等の内容については、イメージ図等を用いて提案すること。
- 8月下旬頃までに各制作作品を納品すること。

## (3)保険加入促進に関するランディングページ制作

- 訪問者に感震ブレーカーの周知及び地震保険への加入を促すような構成のランディングページを制作すること。
- ランディングページについては、HTML を作成・納品し、当県の WEB サーバーにアップロードする方法も可とするが、業務委託期間中に発生した不具合等の対応は受託者において実施すること。
- 本ランディングページのアクセス数、アクセスしたユーザー数、アクセス後の行動等をアクセスしたユーザーの属性(地域、性別、年代や興味関心等)ごとに適宜分析し、報告すること。

## (4)その他企画

- (1)～(3)のほか、本事業を盛り上げ、効果的に普及・啓発できる企画を提案すること。
- なお、提案する場合は、本事業に継続性と一貫性を持たせる内容とすること。

## 7 留意事項

- (1)提案にあたっては、実施(掲載)回数、実施(掲載)期間、実施体制、実施方法等について、数値等を用いて具体的な企画案を明示すること。
- (2)制作にあたっては、感震ブレーカーの設置率や地震保険の加入率等のデータを取り入れるとともに、効果や留意点、購入先、選び方等が網羅されており、県民に広く普及・促進できるようにすること。
- (3)本事業の実施にあたり、協賛金の募集は行わないこと。

## 8 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表(業務実施体制、スケジュール等)を提出し、委託者の承諾を得ること。

## 9 委託者との協議等

(1)本業務の実施にあたって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、事務局以外の関係者との連絡も緊密に行うこと。

(2)受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

(3)県から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

## 10 業務完了届

(1)受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了届を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。

- ・本業務の実施内容(詳細は別途定める)
- ・本業務に要した経費の内訳(収支決算書、支出の費目別内訳等)
- ・その他、事業実施に係る補足説明資料

(2)受託者の責に帰すべき理由による業務完了届の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

## 11 成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物のデータ(音声、映像、画像等)を作成後速やかに県に提出すること。

## 12 その他

(1)本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。

(2)委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(3)受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者

に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

- (4)受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5)本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6)本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (7)業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。